

天橋立周辺景観まちづくり計画を踏まえた屋外広告物規制について

【基本方針】

天橋立周辺景観まちづくり計画を踏まえ、これに沿った具体的な規制を行う。また、同計画策定後も市町において世界遺産指定に向け、よりきめ細かい基準を定めて対応していくこととする。

| 時期 | 場所 | 内容 | 手法 |
|--|--|---|---------------------------|
| 第1段階 (平成20年度実施予定 (今回の景観計画に合わせた対応)) | 一般国道178号府中B P(宮津市)沿い、 都市計画道路岩滝海岸BP沿い(与謝野町) (俯瞰景観重点・眺望景観沿道ゾーン) | すべての広告物の設置を禁止 ・対象道路は21年度供用開始予定のバイパス ・市街地部分を除いた道路境界線から100m以内の区域における広告物(適用除外物件を除く)が対象 | 京都府屋外広告物条例上の禁止地域指定(府告示改正) |
| | 文珠、府中地区(俯瞰景観重点ゾーン) | 屋上広告物、屋上広告塔、突き出し型軒下広告物の設置を禁止(非自己用の屋外広告物) | 許可基準の変更(宮津市規則改正) |
| 第2段階 (景観計画施行以後の対応) | 景観計画区域全域 | すべての広告物を周辺の景観に調和したものとするため、現状把握に努めるとともに、適切な基準作りに向けた検討 ・現行規則にはない、形態、意匠、色彩等細部に及ぶ内容を検討 | 許可基準の変更(宮津市、与謝野町規則改正) |

※ 屋外広告物の設置の許可事務は、事務処理特例条例に基づく市町村事務

【近々の対応】

バイパスの禁止地域指定の告示、文珠・府中地区の許可基準の変更(市規則改正)に先駆けた地元説明

平成20年度実施予定の屋外広告物規制

都市計画道路岩滝海岸線(バイパス、1.3km)

一般国道178号府中道路(バイパス、1.4km)のすべての広告物の設置の禁止

